

**無料弁護士相談会**

黒潮町では、多様化する消費者相談、家庭や職場、地域での悩み相談に対応するため弁護士をお招きし、無料相談所を開設します。

近年町内でも悪質商法による高齢者の被害や、多重債務を抱える方の相談も増えていきます。日ごろなかなか相談できないことも、この機会に相談してみませんか？

**日時** 8月23日(木)

午後1時～4時

**場所** 総合センター(佐賀支所前)

※6人までの相談を受け付けます。

(必ず予約をしてください。)

○お問い合わせ・ご予約

本庁住民課 人権啓発係

☎ 43-2800(直通)

本庁産業推進室 商工観光係

☎ 43-2113(直通)

**消費生活センターからのお知らせ  
～スマートフォントラブル～**

スマートフォンは、パソコンのように多様なウェブサイトに接続したり、いろいろなアプリケーションをダウンロードすることによ

って、機能を追加できることが、従来の携帯電話とは異なります。そのスマートフォン急速な普及とともに、トラブルも急増しています。

また、相談内容は、スマートフォンの通信料金に関する相談だけでなく、機械の不具合に関する相談も少なくありません。

トラブルの類型と消費者へのアドバイスをご紹介します。

トラブルにあったら、消費生活センターにご相談ください。

**トラブルの主な類型**

- ①修理に出しても不具合が続く。
- ②すぐに電池が無くなる。
- ③メールやインターネットをあまり利用していないのに、パケット料金が上限額になる。
- ④通信制限があり、動画が見られない。

**消費者へのアドバイス**

- ①テレビコマercialなどの広告のイメージだけで判断せず、機能の特徴を十分ふまえて自分の利用目的にあった商品選択をする。
- ②不具合が起きた場合には、どのような時に症状が起こったのかを確認しておく。

- ③アプリケーションソフトの内容をよく理解しないまま、むやみにダウンロードしない。
- ④海外に持っていく場合には、必ず日本国内で事前に設定方法や課金の方法を確認しておくこと。

○お問い合わせ

四万十市消費生活センター

☎ 34-6301

黒潮町役場

本庁産業推進室 商工観光係

☎ 43-2113(直通)

**舢坂共同墓地の貸付について**

町では墓地を持っていない方に対して、町立墓地の貸付を行っています。

現在、佐賀地区にある舢坂共同墓地の数区画が貸付可能です。

使用許可を受けた方は、永代使用料と管理手数料が必要です。

使用料は区画の面積によって決定しますので、空き区画の場所や申し込み書類など、詳しくは左記までお問い合わせください。

○お問い合わせ

本庁住民課 環境保全係

☎ 43-2800(直通)

**飼い犬・飼い猫の引き取りが有料になります**

10月1日から、飼い犬・飼い猫の引き取りが有料になります。

動物を捨てることは犯罪です。動物の愛護及び管理に関する法律により、最高50万円の罰金が科せられます。

ペットは、愛情と責任をもって、最後まで飼いましょう。

また、アニマルステーション(<http://tanabe-animal.jp>)に登録を、新たな飼い主を探す方法もあります。

**◆引き取り手数料**

- 生後91日以上犬または猫1頭(匹)につき 2000円
  - 生後90日以下の犬または猫1頭(匹)につき 400円
- ※引き取り手数料は、高知県収入証紙で納めてください。

○お問い合わせ

幡多福祉保健所 食品保健課

☎ 34-5119(直通)

黒潮町役場

本庁住民課 環境保全係

☎ 43-2800(直通)